

令和 3 年 6 月 11 日現在

機関番号：14301
 研究種目：基盤研究(C) (一般)
 研究期間：2018～2020
 課題番号：18K01277
 研究課題名(和文) 投資条約仲裁における仲裁人の独立性・不偏性 投資条約仲裁の特質解明に向けて
 研究課題名(英文) Independence and impartiality of arbitrators in investor-State arbitration

研究代表者
 濱本 正太郎 (Hamamoto, Shotaro)
 京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：50324900
 交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)： 独立性とは判断者と紛争当事者との間に法的に特定の関係がないことを、不偏性とは判断者が当該事案あるいは紛争当事者について何らかの前もっての判断を有していないことを意味する。どのようにして独立性・不偏性を確保するかは、「改革」議論が現在進行中である投資紛争処理制度をどのように構築するかに依存する。基本的に現状の仲裁を維持しつつそれを改良するというアプローチをとるのであれば、何よりも仲裁人に関する情報公開を制度に組み込む必要がある。仲裁人に対する忌避に関する規則を整備することにより、度重なる選任やdouble-hattingやissue conflictについて対応することも考えられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際司法裁判所において裁判官の兼職が大幅に制限されるようになったことに示されるように、国際裁判官・仲裁人の職業倫理については厳しい目が注がれるようになってきている。投資紛争処理における判断者(裁判官・仲裁人)の倫理については、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)および投資紛争解決国際センター(ICSID)において規則作成が始まっているように、まさに現在動いている問題である。この論点について一定の指針を示し、UNCITRALやICSIDにおける議論の進展にも貢献することを通じて、国際裁判官・仲裁人の倫理一般についても方向性を示すことができた。

研究成果の概要(英文)： Independence is used to designate the legally relevant relationships between the adjudicator and the parties to a dispute. The notion of impartiality refers to the absence of prejudgment of the decision-maker in relation to the case or to the parties.

Measures to ensure the independence and impartiality of adjudicators depend on the type of "reform" of investor-State dispute settlement to be adopted. If States adopt an incremental approach, ie the improvement of the existing arbitration system, more onerous and specific disclosure requirements should be included. Furthermore, clearer standards or revised procedures for challenging arbitrators could address issues related to multiple appointments and double-hatting and provide common standards for issue conflict.

研究分野：国際法

キーワード：投資仲裁 仲裁人 不偏性 中立性 独立性 忌避

1. 研究開始当初の背景

「仲裁人は独立・不偏でなければならない」ということは国際法においても一般的理解となっているが、そこにいう「独立」「不偏」が具体的にどのようなことを意味するのかについては、最近に至るまで真剣に検討されてこなかった。国際紛争を仲裁により処理するためには全紛争当事者の合意が不可欠であり、その合意には仲裁人の選択も含まれるため、当事者以外の者が仲裁人の独立性・不偏性を問うことには理論的にも実践的にも意味がない、と考えられていたのである。ところが、国際仲裁の中でも投資条約仲裁においては、おそらくは紛争当事者のアドホックな合意なしに仲裁廷の管轄権が成立することを背景に、仲裁人の独立性・不偏性の欠如を理由に忌避申立がなされる例が急増している。そのため、明確な規則とそれを支える論理とが求められている。

2. 研究の目的

本研究は、投資条約仲裁における仲裁人の独立性・不偏性について、その要素を具体的且つ詳細に解明し、独立性・不偏性の判断枠組みを設定することを主たる目的とする。さらに、その検討を通じて投資条約仲裁の特質をその限りで明らかにすることも目的とする。

3. 研究の方法

第一に、仲裁人の独立性・不偏性に関する投資条約仲裁実例(忌避申立判断)において、どのような判断がどのような論拠に基づきなされてきているかを整理する。投資条約仲裁における忌避申立判断は既に相当数あり、かつ研究期間中にも次々と現れると予想されるため、この作業は時間をかけて丁寧に行う必要がある。

第二に、投資条約仲裁の特質が仲裁人の独立性・不偏性に関する判断にどのような影響を与えているか(いないか)を検証するため、国家間仲裁・スポーツ仲裁・国際商事仲裁を比較対象とし、仲裁人の独立性・不偏性の判断にあたって投資条約仲裁とこれら他の仲裁との間でどのような差異があるか(ないか)を析出する。

4. 研究成果

(1) 論点ごとの検討

当事者による選任

仲裁の場合、定義上、紛争当事者が判断者を選任することになる。そして、それこそが紛争当事者にとっての仲裁の魅力でもある。しかし、判断者の独立性・不偏性の観点からは、仲裁に対して批判的な意見も少なくない。まず、紛争当事者は自らに有利な判断をしてくれそうな仲裁人を選ぶことになり、それは仲裁人の一方当事者への偏りを生みやすくする。そして、当事者によって選任されなければ仲裁人になることができないのであるから、仲裁人が如何に主観的に中立でありまた中立であろうと努力するにしても、無意識的に一方当事者に有利になるよう行動してしまうかもしれない。紛争当事者の双方が同数の仲裁人を選任できるから問題ないというのであれば、仲裁廷の長に過大な権限が与えられることになってしまう。

他方、仲裁人は常に「市場」の監視の下にあり、偏りを持つ仲裁人は仲裁廷の中で影響力を失ってしまうため、淘汰されるとも考えられる。また、仲裁人に情報公開を求めれば、忌避手続を通じて独立性・不偏性に問題のある仲裁人を排除することもできる。もっとも、独立性・不偏性に全く問題のない仲裁人についてであっても、紛争当事者が選任するという手続の本質上、独立性・不偏性に問題ありとの印象を与えてしまうことは避けがたい。

仲裁人と紛争当事者との接触

仲裁人と紛争当事者とが何らかの接触を持たざるを得ないことも問題視される。紛争当事者が仲裁人を選任する以上、一定の接触は避けがたい。とりわけ投資仲裁の場合、仲裁人候補となり得る者の数は現実には限られている。そうである以上、各種会合で関係者同士が一緒になることも実際には多い。そこで、一定程度の接触はやむを得ないとしても、どの程度以上であれば認められないかが問題となる。仲裁人選任を考慮する際に仲裁人候補者と一定程度のやりとりは認めざるを得ないが、事案の具体的な論点についてどのような判断をするであろうかということについては議論してはならないと考えられる。また、一旦仲裁手続が始まってしまえば、社会人としての最低限の興隆を除き、紛争当事者との接触は認められない。

度重なる選任

仲裁人の独立性・不偏性は、とりわけ、同一の紛争当事者あるいは同一の法律事務所が同一の

仲裁人を何度も選任することから生じる。そのような場合、仲裁人は無意識であるにせよ当該当事者・法律事務所に有利な判断を下す恐れがあるし、少なくともそのように思われてしまうことは避けられない。対応策としては、国際法曹協会（IBA）ガイドラインに見られるように、期限と回数（たとえば直近3年間に3回）を示してそれ以上は選任不可とする方法がある。他方、形式性を排し、実質的な基準（「合理的な疑い」）などを立てて忌避手続における判断者の判断に委ねる方法もある。

Issue conflict

非常に翻訳しがたい概念であるが、ある論点について仲裁人が何らかの形で既に自らの見解を示している場合、担当する事案で同一（類似）論点が出てきたときに不偏性が疑われる、という問題である。仲裁人の場合、自らが担当した別事件において示した見解、あるいは論文等で示した見解が関連する。これについては、よほど極端な場合でない限り仲裁人の資格を失わせるものではないと考えられ、実際にもそのように運用されている。

double hatting（役割重複）

これも翻訳しがたいが、同一人物が、ある事件では仲裁人、他の事件では弁護人として活動する場合を指す。この場合、自分が弁護人として担当している事案において有利となるような先例を作るべく、仲裁人として歪んだ判断をする恐れがあるし、少なくともそのように思われてしまうことはここでも避けがたい。もっとも、禁止される役割重複がなんであるのかを限界付けるのは容易ではない。おそらく投資仲裁における仲裁人と弁護人については問題なからうが、事務局員、鑑定人かどうか。ICSIDの取消手続を担当する特別委員会委員との兼任はどうか。また、投資仲裁に限定されるのか、商事仲裁や国家間仲裁も含むべきか。明確な規則が求められる。

事務局員

見逃されがちであるが、事務局員についても忘れてはならない。事務局員が仲裁人に何らかの影響を与える立場になっている（ように思われる可能性が避けがたい）のであれば、事務局員についても一定の規制が必要となる。

（2）改革案ごとの検討

現在、UNCITRAL において進行中の投資紛争処理制度改革との関連で、どのような対応が考えられるか。

仲裁を維持する場合

基本的に現状の仲裁を維持しつつそれを改良するというアプローチをとるのであれば、何よりも仲裁人に関する情報公開を制度に組み込む必要がある。仲裁人に対する忌避に関する規則を整備することにより、度重なる選任や double-hatting や issue conflict について対応することも考えられる。

仲裁を第一審とし、上訴審を設ける場合

この場合、上訴審において第一審仲裁人の独立性・不偏性について審査することも可能となる。しかし、上訴審の判断者の独立性・不偏性が問われることとなる。これは、上訴審をどのように構成するか依存し、次の場合（常設投資裁判所）とかなり重なることになる。

常設投資裁判所を設ける場合

この場合は、もちろん、裁判官となるべき者の資格をどのように設定し、かつ裁判官をどのように選ぶかに依存する。選挙プロセスに投資家を関与させることは制度設計上およそ非現実的であるので、国際司法裁判所などの場合と同様、選挙は国家によりなされるものと考えられる。そうすると、裁判官は国家側に偏ったものばかりになるのではないかという批判があるが、国家は投資家の利益も代表しているため必ずしもそうならないとの反論がある。この点は、裁判官の任期をどうするかとも関連する。たとえば、最近では国際刑事裁判所やヨーロッパ人権裁判所などで、裁判官の再任を不可能にする代わりに任期を延ばすことにより、任期中に裁判官が再任の可能性を考えずに済むようにして、裁判官の独立性を高めようとしていることが注目される。

（3）今後の方向性

本研究の理論的成果については、すでに論文として発表したところである。現在、現在進行中の UNCITRAL および ICSID での仲裁人行動規範作成作業に参加しており、それを通じて実務面でも貢献する予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Giorgetti Chiara, Ratner Steven, Dunoff Jeffrey, Hamamoto Shotaro, Nottage Luke, Schill Stephan W., Waibel Michael	4. 巻 21
2. 論文標題 Independence and Impartiality of Adjudicators in Investment Dispute Settlement: Assessing Challenges and Reform Options	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 The Journal of World Investment & Trade	6. 最初と最後の頁 441 ~ 474
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1163/22119000-12340178	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 濱本正太郎	4. 巻 188巻4・5・6号
2. 論文標題 国際裁判・仲裁における判断者の多様性に関する覚書	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 166-182
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Hamamoto Shotaro	4. 巻 -
2. 論文標題 Legitimacy of International Adjudication	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Max Planck Encyclopedia of International Procedural Law	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------